

伊総第 416 号  
平成 26 年 7 月 16 日

伊賀市議会議長 田山 宏弥 様

伊賀市長 岡 本 栄

文書質問の回答について

平成 26 年 7 月 9 日付伊議第 295 号で要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

- 1 現在伊賀市では、地方自治法第 2 条第 9 項及び自衛隊法施行令第 162 条に基づく法定受託事務として自衛官の募集に関してどのような事務を行っているのかお示してください。

【回答】

自衛隊法第 97 条[都道府県等が処理する事務]及び同法施行令（以下「施行令」といいます。）第 162 条[事務の区分]に基づく法定受託事務として自衛官の募集を円滑に行うため、自衛隊三重県地方協力本部長より依頼されているものです。施行令第 119 条に基づく自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝及び第 120 条に基づく募集に関する必要な資料の提出を行っています。

- 2 質問項目 1 の法定受託事務に関して、平成 25 年度決算において歳入として得ている金額をお示してください。またその積算根拠も具体的にお示してください。

【回答】

平成 25 年度の募集事務地方公共団体委託費の配分額は 21,000 円で、自衛隊法第 97 条第 3 項の規定に基づき協力に要する経費は国庫の負担とされております。

- 3 自衛官募集にあたり防衛省が 18 歳になる市民に対し、ダイレクトメールを送付しているが、その内容と時期等を把握しているのか明らかにしてください。

【回答】

ダイレクトメールに関する内容と時期に関しては把握していません。

4 質問項目3のダイレクトメールの送付にあたり、伊賀市が対象者を住民基本台帳から抽出した上で、閲覧に供しているところであるが、この事務は法定受託事務に含まれるものなのか、それ以外の防衛省からの依頼に基づく自治事務であるのか見解を伺います。あわせて法令上の根拠もお示しください。

**【回答】**

質問項目1の回答と同様です。